



各種手帳の取得について

～療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳～

◎障害の程度によって受けられるサービスに違いのある場合もありますが、様々な福祉援護制度があります。この制度により障害手当、障害者年金を受給したり、運賃割引等を受けるためには、原則として療育手帳や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けることが必要です。

また、福祉サービス（卒業後の福祉施設利用、短期入所や日中一時支援事業の用等）を受ける場合も、これらの手帳が必要となります。

【療育手帳】

知的障害のある方が各種の福祉サービスを受けるために利用する手帳です。障害の程度に応じて、療育手帳AまたはBに区分されます。

①**申請方法**：各市町村の福祉事務所や福祉担当課に相談し、申請書類をもらいます。申請には「療育手帳申請書、写真1枚（1年以内に撮影したもの、縦4cm×横3cm）、印鑑」が必要となります。

②**判定**：（18歳未満）南児童相談所（横手市）
（18歳以上）秋田県福祉相談センター（秋田市）

③**交付**：手帳が交付されるまでには、判定日以降3～4週間の期間を要します。

④**その他**：5年または2年で更新する必要があります。この際、障害の程度を確認するための再判定も行われます。住所・氏名を変更したとき、手帳を紛失・破損したとき、障害の程度が変わったとき、再判定時などには届け出が必要です。

【身体障害者手帳】

身体障害のある方が各種の福祉サービスを受けるために利用する手帳です。障害の種類や程度に応じて1種からの区分と1級から6級に区分され、手帳が交付されます。

○**申請方法**：各市町村の福祉事務所や福祉担当課に相談し、申請書類をもらいます。申請には「身体障害者手帳申請書、写真1枚（1年以内に撮影したもの、縦4cm×横3cm）、印鑑、県知事指定医の診断による精神障害者診断書・意見書」が必要となります。

【精神障害者保健福祉手帳】

精神障害のある方が各種の福祉サービスを受けるために利用する手帳です。障害の程度に応じて1級から3級に区分され、手帳が交付されます。

○**申請方法**：各市町村の福祉事務所や福祉担当課に相談し、申請書類をもらいます。申請には「精神障害者手帳申請書、写真1枚（1年以内に撮影したもの、縦4cm×横3cm）、印鑑、県知事指定医の診断による精神障害者診断書・意見書」が必要となります。

<問合せ先>

名 称	所 在 地	電話番号
大仙市福祉事務所	〒014-8601 大仙市大曲花園町1-1	0187-63-1111
仙北市福祉事務所	〒014-0592 仙北市西木町上荒井字古堀田47	0187-43-2288
美郷町福祉保健課	〒019-1541 美郷町土崎字上野乙170-10	0187-84-4907
横手市福祉事務所	〒013-0514 横手市大森町字大中島268	0182-35-2132
湯沢市福祉事務所	〒012-0824 湯沢市佐竹町3-37	0183-73-2111
羽後町福祉保健課	〒012-1131 羽後町西馬音内字中野177	0183-62-2111

※仙北市は西木庁舎、美郷町は千畑庁舎、大仙市、横手市、湯沢市は各庁所に窓口があります。